

就学援助制度について

◆就学援助制度とは？

お子様を就学させる上で経済的にお困りの方に対して、学用品費・給食費・修学旅行費などの援助をする制度です。

◆どんな家庭が就学援助を受けられるの？

市内に在住し、市立小・中学校の児童生徒の保護者で次のいずれかに該当する方

- ①生活保護受給世帯・・・申請は不要です。
- ②生活保護に準ずる世帯（世帯の前年所得が、生活保護基準の1.3倍以内の世帯）

※生活保護基準は、世帯の人数や年齢構成等により異なります。

◆申請方法は？

①申請書に必要事項を記入する（申請理由は詳しく記入）



②「振込口座報告書」と一緒に申請書を学校へ提出する

- ・申請書類は、こども教育課（市役所6階）、各学校、各振興局地域振興課にあります。
- ・審査結果および就学援助費の支給日は、郵送により通知します。

◆就学援助費の支給内容

〔年額〕

内容	小学校	中学校	備考
新入学児童生徒学用品費	50,600 円	57,400 円	4月末までに認定された新1年生のみ支給
学用品費	11,520 円	22,510 円	年3回に分けて支給 (7月・12月・3月)
通学用品費(1年生以外)	2,250 円	2,250 円	
校外活動費	1,580 円	2,290 円	
学校給食費	実食額	実食額	毎月の口座振替を停止
自然学校食費	実費相当額		実施後に随時支給
修学旅行費	実費相当額	実費相当額	実施後に随時支給
PTA会費	3,410 円以内	4,220 円以内	学校の徴収実績により支給
クラブ活動費・生徒会費		.	
卒業アルバム費	10,890 円以内	8,710 円以内	購入した方のみ基準額以内で支給
医療費	学校保健安全法で定められた疾病の治療のみ無料		学校健診後、該当者に「医療券」を交付